

※ 1【誓約事項】について誓約しない場合（□欄に✓が記入されていない場合）は、給付金の支給対象となりません。

※ 2事業所全体の主な業務の産業分類について、該当する主な業務1つのみ□に✓を必ず記入してください。

事業所名	
------	--

1【誓約事項】 以下の事項全てについて、誓約します。 （左の□に✓を入れてください。）

- ① 法人税法別表第1に規定する公共法人ではありません。
- ② 国及び地方公共団体が出資金等の額の25%以上を出資等している団体等ではありません。
- ③ 県税に未納がありません。
- ④ 地方税法及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しているか、又は、特別徴収を開始することを誓約します。
- ⑤ 事業所の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
- ⑥ 本申請について、虚偽又は不正が疑われる事項があるときは、必要な調査に応じるとともに、調査の結果、虚偽又は不正が明らかになった場合には、事業者名の公表に応じます。また、本給付金の支給要件を満たさないことが後日明らかとなった場合には、給付金を返還します。

2 事業所全体の主な業務の産業分類		
主な業務1つを選択し、□に✓を入れてください。		
<input type="checkbox"/>	A	農業、林業
<input type="checkbox"/>	B	漁業
<input type="checkbox"/>	C	鉱業、採石業、砂利採取業
<input type="checkbox"/>	D	建設業
<input type="checkbox"/>	E	製造業
<input type="checkbox"/>	F	電気・ガス・熱供給・水道業
<input type="checkbox"/>	G	情報通信業
<input type="checkbox"/>	H	運輸業、郵便業
<input type="checkbox"/>	I	卸売業、小売業
<input type="checkbox"/>	J	金融業、保険業
<input type="checkbox"/>	K	不動産業、物品賃貸業
<input type="checkbox"/>	L	学術研究、専門・技術サービス業
<input type="checkbox"/>	M	宿泊業、飲食サービス業
<input type="checkbox"/>	N	生活関連サービス業、娯楽業
<input type="checkbox"/>	O	教育、学習支援業
<input type="checkbox"/>	P	医療、福祉
<input type="checkbox"/>	Q	複合サービス事業
<input type="checkbox"/>	R	サービス業（他に分類されないもの）
<input type="checkbox"/>	S	公務（他に分類されるものを除く）
<input type="checkbox"/>	T	分類不能の産業
※日本産業分類上どの業種に該当するかを把握するものです。		

【注意事項】

- 申請書兼請求書は、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金それぞれの支給決定ごとに提出してください。
- 申請書兼請求書に次の書類を添付して提出してください。（※本給付金の申請が2回目以降の場合も提出してください。）
 - (1) 宮崎県緊急雇用維持支援給付金算定書（様式第2号）
 - (2) 同意書（本給付金の支給に関し必要な情報について、宮崎県が宮崎労働局から情報提供を受けることについての同意書）（様式第3号）
 - (3) 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
 - (4) 申請者名義の振込先口座の内容が確認できる書類（通帳の表紙及び口座名義（カナ）、口座番号、預金種目等が記載されているページの写しなど）
 - (5) 個人事業主の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証、保険証またはパスポートなどいずれか一つ）